

特別養護老人ホーム エリザベート成城 契約書 別紙
(令和6年8月1日より)

1. 介護保険法が定める法定料金（1級地のため、1単位が10.9円）

(1) 基本サービス料金

* 自己負担額は1割負担の方の金額

要介護度	単位数	一日の介護報酬（円）	一日当たりの自己負担額（円）
要介護1	670	7,303	731
要介護2	740	8,066	807
要介護3	815	8,883	889
要介護4	886	9,657	966
要介護5	955	10,409	1,041

*自己負担額が2割負担の方の金額

要介護度	単位数	一日の介護報酬（円）	一日当たりの自己負担額（円）
要介護1	670	7,303	1,461
要介護2	740	8,066	1,614
要介護3	815	8,883	1,777
要介護4	886	9,657	1,932
要介護5	955	10,409	2,082

*自己負担額が3割負担の方の金額

要介護度	単位数	一日の介護報酬（円）	一日当たりの自己負担額（円）
要介護1	670	7,303	2,191
要介護2	740	8,066	2,420
要介護3	815	8,883	2,665
要介護4	886	9,657	2,898
要介護5	955	10,409	3,123

(2) 加算料金等（1割負担の方の金額）

※ 1割負担の場合であり、2～3割負担の場合には自己負担額が変更になります。

日常生活継続支援加算	一定期間における新規利用者の要介護度4・5又は認知症若しくは医行為等を必要とする方の占める割合が厚生労働大臣の定める基準を満たし、かつ介護福祉士資格を有する職員の配置数が同基準を満たした場合	50円/日 ※ 本加算を算定しているときには「サービス提供体制強化加算」は算定できません。
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上 若しくは勤続10年以上介護福祉士の占める割合が35%以上 ②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上 ③介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上 介護・看護職員のうち常勤職員の占める割合が75%以上 勤続年数7年以上の者が占める割合が30%以上	①24円/日 ②20円/日 ③7円/日 上記のうちいずれかの算定となります
看護体制加算	①常勤看護師を1名以上配置した場合 ②看護職員を基準の数に1を加えた員数以上配置し、医療機関等に24時間連絡できる体制を整えている場合	①5円/日 ②9円/日
夜勤職員配置加算	①夜勤を行う介護職員又は看護職員を、基準の数に1を加えた以上の配置を行った場合 ②上記を満たし夜勤時間帯を通じて、看護職員又は認定特定行為従事者を配置した場合	①20円/日 ②23円/日
専従常勤医師配置加算	常勤の医師を1名以上配置し、利用者の健康管理を行った場合	28円/日
精神科療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が行われる場合	6円/日

協力医療機関連携加算	協力医療機関と入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合 ①相談対応を行う体制、診療・入院受け入れ体制を確保している場合 ② ①以外の場合	①109円/月 ※令和7年3月31日まで ① 55円/月 ※令和7年4月1日以降 ② 6円/月
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算で入居者数を50で除した数以上配置し、利用者毎に継続的な栄養管理を強化して実施した場合であって、かつ、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たり必要な情報を活用した場合	12円/日
在宅復帰支援機能加算	施設が、居宅生活への復帰を目指す介護サービス等を提供し、在宅への退所者数割合が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	11円/日
褥瘡マネジメント加算	①褥瘡の発生に係るリスクについて施設入所時及び定期的に評価を行った場合であって、かつ、評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施にあたり、必要な情報を活用した場合 また、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた利用者に対し、褥瘡ケア計画に基づき褥瘡管理を実施した場合 ②上記を満たし褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた利用者について、褥瘡が発生していない場合	① 4円/月 ②15円/月
科学的介護推進体制加算	①利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者様の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスを適切にかつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合 ②上記に加え疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出した場合	①44円/月 ②55円/月
安全対策体制加算	安全対策に係る外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	22円/月 入所時に1回のみ
高齢者施設等感染対策向上加算	①協力医療機関等と新興感染症や一般的な感染症が発生した際の対応を取り決め、連携して適切に対応できる体制を確保している場合 ②医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	①11円/月 ② 6円/月
生産性向上推進体制加算	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合 ①見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行った場合 ② ①に加えて、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している他、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合	① 11円/月 ②109円/月
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 ②上記①の要件を満たしていない場合	①14.0% ②13.6% 料金に加算

＊入居者様の状況に応じて負担していただく加算＊

生活機能向上連携加算Ⅰ	ICTの活用等により外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを行った場合 ※個別機能機能訓練加算を算定している場合は算定しない	109円/月 ※3ヶ月に1回
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを行った場合 ※個別機能機能訓練加算を算定している場合	218円/月 109円/月
個別機能訓練加算	①利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合 ②上記を満たし個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合 ③ ①②に加え口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有した場合	①13円/日 ②22円/日 ③22円/日
ADL維持加算	一定期間内の利用者のうち、ADLの改善度合いが一定の水準を超えた場合 ①評価対象入居者等の調整済みADL利得の平均値が1以上 ②評価対象入居者等の調整済みADL利得の平均値が3以上 また、入居者全員のADL値を測定し測定月毎に厚生労働省に提出した場合	①33円/月 ②66円/月
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合	131円/日
福祉施設外泊時費用	利用者が病院又は診療所に入院した場合及び外泊された場合	269円/日
外泊時在宅サービス利用費用	利用者が外泊中に当施設により提供される在宅サービスを利用した場合	611円/日 (1月に6日を限度)
初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間(30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居された場合も同様)	33円/日
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者が居宅等に退居する際に、退居後の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合	77円/回 (1月に1回を限度)
再入所時栄養連携加算	利用者が医療機関に入院して退所し、再入所時において大きく異なる栄養管理が必要となった際、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を作成した場合	218円/回
退所前訪問相談援助加算	利用者の退所前に介護支援専門員等が居宅を訪問し退所後の居宅サービス等について相談援助等を行った場合	502円/回
退所後訪問相談援助加算	利用者の退所後30日以内に介護支援専門員等が居宅を訪問し、相談援助等を行った場合	502円/回
退所時相談援助加算	利用者の退所時に退所後の居宅サービス等の相談援助を行い、区市町村及び老人介護支援センター・サービス提供事業所に文書にて介護情報を提供した場合	436円/回
退所前連携加算	利用者の退所前に希望する指定居宅介護支援事業所に対して文書で居宅サービスに必要な介護情報等を提供し、連携して居宅サービス利用の調整を行った場合	545円/回
退所時情報提供加算	入居者が退居し、医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して心身の状況、生活歴等の情報提供を行った場合	273円/回
経口移行加算	経管により食事を摂取する利用者が、経口摂取を進めるために、医師の指示の指示に基づき管理栄養士、看護職員等が必要とする支援を行った場合（原則180日を限度）	31円/日
経口維持加算	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者が、継続して経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく特別な管理を行った場合（原則6ヵ月を限度） ①食事の観察や会議等を行い、継続的な食事摂取に向けて栄養管理を行った場合 ②①に加え食事の観察や会議等に医師等が加わった場合	①436円/月 ②109円/月

口腔衛生管理加算	①利用者毎に口腔ケア・マネジメント計画を作成し、 歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上実施した場合 ②上記を満たし口腔衛生等の管理に係る計画等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合	① 98円/月 ②119円/月
療養食加算	医師の指示に基づき定められた療養食を提供した場合	7円/回
特別通院送迎加算	透析を要する入居者であって、ご家族や病院等による送迎が困難な際、1月に12回以上、通院のために送迎を行った場合	648円/月
配置医師緊急時対応加算	24時間医師の診療を行う体制を確保し、施設を訪問し入居者の診療を行った場合 ①配置医師の通常の勤務時間外の場合 ②早朝・夜間の場合(午前6時～午前8時、午後6時～午後10時) ③深夜の場合(午後10時～午前6時)	① 355円/回 ② 709円/回 ③1417円/回
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断した利用者に看取り介護を行い、当施設やご自宅若しくは病院又は診療所等で死亡された場合(看取り介護を開始してから亡くなるまでの間のうち当施設でおられた日数) ①死亡日以前31日以上45日以下 ②死亡日以前4日以上30日以下 ③死亡日前日・前々日 ④死亡日 ※当加算は死亡月に最大45日間算定させていただきます。 【Ⅱを算定する場合】 配置医師緊急時対応加算の医療体制を整備している場合	I ① 79円/日 ② 157円/日 ③ 742円/日 ④1396円00 II ① 79円/日 ② 157円/日 ③ 851円/日 ④1723円00
認知症専門ケア加算	認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合 ①認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を必要数配置している場合 ②①に加えて認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置している場合	該当者の方に ① 4円/日 ② 5円/日 上記の内いずれか
認知症チームケア推進加算	①入居者毎に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づき認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケア及びケアマネジメントを実施した場合 ② ①に加えて、認知症介護の指導に関する専門的な研修を修了したものを配置し、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合	①131円/月 ②164円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状により在宅生活が困難で、緊急に入所が適当であると医師が判断しサービスを提供した場合(7日を限度)	218円/日
排せつ支援加算	①排泄に介護を要する利用者毎に、要介護状態の軽減の見込みについて定期定期に評価し、その評価結果を厚生労働省に提出し、排泄支援にあたり必要な情報を活用した場合 また、要介護状態の軽減が見込まれる利用者に多職種が協働して支援計画を作成し、継続的に支援を行った場合 ②上記①に加え以下のいずれかを満たした場合 ③上記①に加え以下のいずれも満たした場合 要介護状態の軽減が見込まれる利用者について ※入所時等と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない ※おむつ使用ありからおむつ使用なしに改善	①11円/月 ②17円/月 ③22円/月
自立支援促進加算	自立支援のために必要な医学的評価に基づき入居者様毎に多職種が協働して自立支援計画を作成し、継続的に自立支援を行った場合であって、かつ、医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合	306円/月

新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時において、施設内で感染した入居者に必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保したうえで、施設内での療養を行った場合	262円/日 1月に1回 連続して5日を限度
-------------	--	------------------------------

- ※ 入居者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入居者様又はご家族が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載したサービス提供証明書を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者様の負担額を変更させていただきます。

(3) 以下の条件を全て満たす場合は、自己負担額が軽減される場合があります。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円（2人世帯の場合は200万円）以下
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円（2人世帯の場合は450万円）以下
- ③ 自宅以外に家屋等を所有していない
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

2. 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

(1) 食費

1日当たり 1,900円

（内訳 朝食：554円 昼食・おやつ：752円 夕食：594円）

※食事代については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

※3日前に書面で届け出た欠食については減額いたします。

(2) 居住費

1日当たり 2,066円

※居住費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

	所得要件	資産要件	食費	居住費
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給世帯	・預貯金等が1,000万円以下の方（夫婦で2,000万円以下の方）	300円	880円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	・預貯金等が650万円以下の方（夫婦で1,650万円以下の方）	390円	880円
第3段階(1)	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	・預貯金等が550万円以下の方（夫婦で1,550万円以下の方）	650円	1,370円
第3段階(2)	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	・預貯金等が500万円以下の方（夫婦で1,500万円以下の方）	1,360円	1,370円
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税者がいる方 ・本人が市町村民税課税の方 ・配偶者が市町村民税課税の方（世帯が分離している配偶者を含む）	・利用者負担額に応じた上記資産要件を満たさない方	1,900円	2,066円

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等の雑所得と長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額を指す。また、給与所得が含まれる場合、給与所得（給与所得と年金の雑所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除が行われている場合に、その控除前の金額）については、10万円を控除した額（ただし、控除後の合計額が0円を下回る場合は0円）となる。

※年金収入額は、遺族年金、障害年金等の非課税年金を含む。

※第2号被保険者（65歳未満）の方の資産要件は1,000万（夫婦で2,000万）円以下となる。

(3) 個別サービス利用料金

理美容サービス 電化製品使用料	カット、ブロー、髭剃り等 電化製品2品目以降 (但し、冷蔵庫は使用料をいただきます)	実費をご負担いただきます。 一点 1日50円
行事 家族室宿泊費用	花見、夏祭り、敬老会、クリスマス会、新年会等 家族室に宿泊した場合	実費をご負担いただきます。 一泊2,000円 2人目から一泊/人+1,000円
エンゼルセット	施設でお亡くなりになり、処置を行った 場合の使用物品費用	4,170円

(税抜)

(4) 文書料

診断書	医師が作成した場合	3,000円
死亡診断書	医師が作成した場合	5,000円
コピー代等	サービスの記録等をコピー又はプリントアウトした場合	1枚10円

(税抜)

3. 料金の支払い

上記の料金・費用は、ひと月毎に計算し、翌月10日頃に請求書を発行いたしますので、その月の20日までに、お支払い下さい。お支払い方法は、原則、口座振替となります。口座振替以外の支払い方法については、別途ご相談に応じます。

4. 高額介護サービス費の支給

一か月の介護サービス費の1割負担の合計額が、所得に応じた下記上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される制度があります。

負担段階区分	自己負担上限額 (1か月あたり)
現役並み所得者がいる世帯<平成27年8月新設>	44,000円 (世帯合計)
一般世帯(住民税課税世帯)	44,400円 (世帯合計)
世帯全員が住民税非課税者	24,600円 (世帯合計)
(1) 世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額 (*注釈2) 及び課税年金収入額 (注釈3) の合計が80万円以下の方 (2) 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 (注釈4)	15,000円 (個人)
生活保護受給者	15,000円 (個人)

(注釈)

- 1 「現役並み所得者」とは65歳以上で課税所得が145万円以上の方です。ただし、収入額によっては申請により、一般世帯に変更できる場合があります。詳しくは区の担当課へお問い合わせください。
- 2 「合計所得金額」とは収入額から必要経費に相当する金額 (収入の種類により異なります) を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。
- 3 「課税年金」とは国民年金や厚生年金など税金の対象となる年金です。
- 4 「老齢福祉年金」とは明治44年以前に生まれた方で、他の年金を受給できない方などに支給される年金です。